

短期退職時の手数料返還表

人材紹介契約書の第8条第1項に該当した場合は下記の通り

、紹介手数料を返還するものとする。

就業期間	返 還 率
1ヶ月未満	支払金額の75%相当
3ヶ月未満	支払金額の50%相当
6ヶ月未満	支払金額の25%相当
6ヶ月以上	返 還 な し

許 可 番 号 28－ユ－300691

事業所名称 株式会社 TERUKOU

事業所所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目44－1